注釈　「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。一方の締約国は、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため自国の裁判所の裁判を受け、及び自国の行政機関に申立てをする権利に関し、当該投資家に対し無差別待遇を与える。

3　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定は、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

第六条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

(i)　要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合

(ii)　要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合

注釈　この(f)の規定は、締約国が、自国の区域内における投資活動に関し、当該区域内の労働者を訓練する要求を課し、若しくは強制すること又は訓練する約束を強制することを妨げるものと解してはならない。ただし、そのような訓練については、特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転することを要求しないことを条件とする。

(g)　自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(h)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次のいずれの要求にも従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

3　2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における投資財産に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行う要求に従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

第七条　非政府機関又は公的企業

各締約国は、自国の区域内の非政府機関又は公的企業が、中央政府によって委任された権限（輸入若しくは輸出の許可の付与、商業取引の認可、割当量の設定又は手数料その他の課徴金の賦課を含む。）を行使するに当たり、この協定に基づく当該締約国の義務に反する態様で活動しないことを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第八条　留保及び例外

1　第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　これらの規定に適合しない次の現行の措置

(i)　日本国については、

(A)　中央政府又は都道府県により維持される措置であって、附属書Ⅰの自国の表に記載するもの

(B)　都道府県以外の地方政府により維持される措置

(ii)　ペルー共和国については、

(A)　中央政府又は地域政府により維持される措置であって、附属書Ⅰの自国の表に記載するもの

(B)　地方政府により維持される措置

(b)　(a)に規定する措置の継続又は即時の更新

(c)　(a)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書Ⅱの自国の表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においては実施後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5　各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7　第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第九条　透明性

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の及び司法上の決定並びに国際協定であって、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。